

○G 7 外相会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

令和 4 年12月26日 条例第14号

G 7 外相会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、G 7 外相会合の開催時における対象地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「対象地域」とは、軽井沢町全域をいう。

2 この条例において「小型無人機」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）第 2 条第 3 項に規定する小型無人機をいう。

3 この条例において「要人」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 外務大臣及びこれらに同行する家族の構成員並びに外務大臣に準ずる地位にある者

(2) 外国の外務大臣及びこれらに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

(3) 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

(対象地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第 3 条 何人も、令和 5 年 4 月 6 日から同月19日までの間、対象地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

(1) 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）（次条第 1 項及び第 2 項において「土地所有者等」という。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

(2) 国又は地方公共団体の業務を行うために行う小型無人機の飛行

3 前項に規定する小型無人機の飛行を行おうとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を町長に通報しなければならない。

(通報の方法)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち土地所有者等及び同項第 2 号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者（次項において「公務操縦者」という。）

が行う同条第3項の規定による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の30日前（災害その他緊急やむを得ない事情があると町長が認める場合にあっては、町長が指定する日前）までに、次に掲げる書類を町長に提出して行うものとする。

（１） 次に掲げる事項を記載した書面

- ア 通報者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- イ 小型無人機の飛行を行う目的
- ウ 小型無人機の飛行を行う日時
- エ 小型無人機の飛行に係る区域
- オ 操縦を行う者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- カ 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量その他の特徴
- キ 小型無人機の飛行に係る機器の登録記号（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の4第3項の規定により通知された登録記号をいう。）
- ク その他町長が定める事項

（２） 小型無人機の飛行場所並びに小型無人機を操縦する場所及び監視する場所を表示した図面

（３） 飛行させる小型無人機の写真（全体を写したもの）及び仕様書

（４） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定は、土地所有者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第3項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、土地所有者等の同意を得た上で」と、前項第1号中「事項を」とあるのは「事項並びに小型無人機の飛行について同意をした土地所有者等の氏名、住所、電話番号及び当該同意を行った年月日を」と読み替えるものとする。

3 前条第3項の規定による通報（前項において読み替えて準用する場合を含む。）をした者は、第1項第1号のアからクまでに掲げる事項に変更があったときは、町長が別に定める日までにその旨を町長に通報しなければならない。

（所轄警察署への情報提供）

第5条 町長は、第3条第3項の規定による通報が行われたときは、当該通報に関する情報を所轄警察署に提供することができる。

（関係機関への協力要請）

第6条 町長は、第3条第3項の規定による通報が行われたときは、国及び他の地方公共団体の関係機関に対し協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第8条 第3条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和5年4月19日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。